

## 愛知県国民健康保険運営協議会公募委員募集要領【案】

## 1 趣旨

愛知県では、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、国民健康保険法（昭和33年12月17日法律第192号）に基づき「愛知県国民健康保険運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置しています。

この度、協議会を組織する委員のうち1名を次のとおり公募します。

## 2 委員の役割

年3回程度開催する協議会に出席し、本県の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について審議していただきます。

なお、委員の氏名、協議会における発言内容等は、県Webページ等で公表します。

## 3 募集人数

1名

## 4 委員の任期

令和3年4月1日（委嘱予定日）から令和6年3月31日まで

## 5 応募資格

次の要件のすべてに該当する方

- (1) 国民健康保険事業の運営に関心があること
- (2) 愛知県在住で、かつ、県内市町村の国民健康保険に加入されている方で、令和3年4月1日現在、満20歳以上であること
- (3) 年3回程度、名古屋市内で開催する平日昼間の会議に出席できること
- (4) 国家公務員又は地方公務員でないこと

## 6 応募方法等

所定の応募申込書に必要事項を記入の上、以下の事項をテーマとした作文（1,200字程度）を添えて、郵送、電子メール又は持参により応募してください。

・募集案内のちらし及び応募申込書は、県Webページからダウンロードできます。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokuho/29kokuho-koubo.html>

また、国民健康保険課、県民相談・情報センター、各県民相談室、各県民センター及び新城設楽振興事務所広報コーナーでも配布します。

・作文の様式は任意（原稿用紙等に手書きされたものや、ワープロ等で印字されたもので可）とします。

・提出された応募書類は返却しません。

（作文のテーマ）

『検討中』

## 7 募集期間

令和2年12月7日（月）から令和3年1月5日（火）まで【必着】

## 8 選考方法等

## (1) 第1次選考

応募申込書及び作文を基に第1次選考（書類選考）を行い、結果を令和3年1月中旬頃に応募者全員に通知します。

## (2) 第2次選考

第1次選考通過者に対して第2次選考（第1次選考（書類選考）の評価及び面接の評価を基に総合評価による選考）を行い、結果を令和3年2月上旬頃に第2次選考者全員に通知します。

なお、面接の日時及び場所については、以下のとおりとし、詳細は第1次選考の結果に併せて連絡します。

- ・面接日時：令和3年1月29日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
- ・面接場所：愛知県庁内会議室

## 9 報酬等

協議会の出席に応じ、県の規定による報酬及び旅費を支給します。

## 10 その他

応募にかかる経費（郵送代、面接会場までの旅費等）は、応募者の負担となります。

## 11 応募・問合せ先等

〒460-8501（住所記載不要）

愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課 国保運営グループ

電 話 052-954-6277（ダイヤルイン）

電子メール kokuho@pref.aichi.lg.jp

（持参の場合）

- ・受付場所：愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁西庁舎3階
- ・受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで（土、日曜日を除く）